

小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（抜粋）

（指定ごみ袋の取扱所）

第6条 第4条第1項第1号に規定する指定ごみ袋の販売は、市長が指定する指定ごみ袋取扱所において行うものとする。

2 前項に定める指定ごみ袋取扱所には、その見やすい場所に指定ごみ袋取扱所の標識（様式第3号）を掲示しなければならない。

（指定ごみ袋の返還）

第7条 市長は、販売した指定ごみ袋の返還には応じないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委託料）

第8条 市長は、指定ごみ袋取扱所の指定を受託した者に対し、指定ごみ袋の販売によって徴収した一般廃棄物処理手数料の額に応じて委託料を支払うものとする。